

## 別添 1

### 営繕工事におけるホルムアルデヒド等測定要領

#### 1. 測定対象化合物

ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンとする。

#### 2. 測定方法

測定は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）第 5 6-3(3) 「ロ 測定の方法」において定められた方法により行う。ただし、パッシブ型採取機器（国土交通省住宅局住宅生産課が作成するパッシブ型採取機器（サンプラー）一覧表 参照）を用いて測定を行う場合は、次の要領で行う。

##### (1) 30 分間換気

測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む）を開放し、30 分間換気する。

##### (2) 5 時間閉鎖

(1)の後、測定対象室のすべての窓及び扉を5 時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分の扉は開放したままとする。

##### (3) 測定

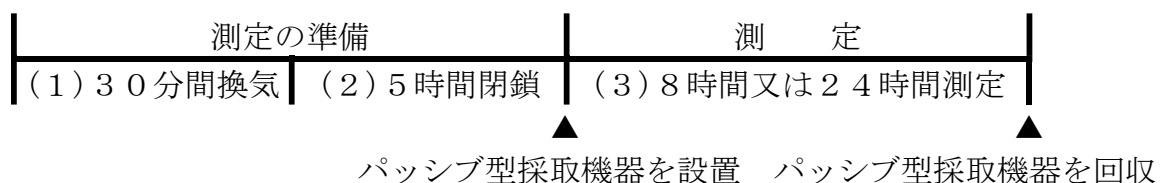
測定は次の①から③による。

① (2)の状態のままで測定する。

② 測定時間は、原則として24 時間とする。ただし、工程等の都合により、24 時間測定が行えない場合は、8 時間測定とする。

なお、8 時間測定の場合は、午後2 時～3 時が測定時間帯の中央となるよう、10 時30 分～18 時30 分までの時間帯で測定する。

③ 測定回数は1 回とし、複数回の測定は不要とする。



注：(1) (2) (3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

##### (4) 分析

測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する。

#### 3. 測定結果の報告

測定結果は、分析機関の発行する報告書に受注者の記名・押印をした書面を添付して、監督職員に提出する。（書式任意）